

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

平成26年度（平成26年4月分から平成27年3月分まで）の国民年金保険料は、月額15,250円です。

保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関や郵便局で納めることができます。納付方法は、納付書のほかにクレジットカードや便利でお得な口座振替もあります。納付方法の変更はいつでもできますので、納め忘れのない口座振替による納付をおすすめします。変更手続きは年金事務所や役場担当窓口で行うことができます。

日本年金機構では、国民年金保険料を期限内に納めていただけない方について、電話や書面等により、早期に納めていただくようご連絡をしています。保険料が未納のままになっていると、強制徴収の手続きがされて督促が行われたり、指定された期限までに納付がない場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付義務者（被保険者本人や配偶者、世帯主の方です）の財産を差し押さえる場合があります。

このため、所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、未納の状態を放置せず、免除や納付猶予の制度がありますので、年金事務所や役場担当窓口へご相談ください。

国民年金保険料の免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

経済的な理由などで保険料を納付することが困難な場合は、保険料の納付が免除となる「免除制度」や30歳未満の方（学生を除く）を対象とした「若年者納付猶予制度」があります。学生の方については「学生納付特例制度」をご利用ください。

各制度については、年金事務所や役場担当窓口で手続きを行ってください。申請書も窓口にあります。

平成26年度の免除等の受付は、平成26年7月1日から開始されます。なお、平成26年4月1日から国民年金に関する法律が改正され、2年1ヶ月前の月分までさかのぼって免除等の申請をすることができるようになりました。このため、過去に失業や経済的な理由により保険料の納付が困難となり、免除等の申請を行わずに未納となっている期間がある場合は、年金事務所や役場担当窓口にご相談ください。

「ねんきんネット」をご利用ください

日本年金機構が提供している「ねんきんネット」は、最新の年金記録の確認や年金に関する便利なサービスをインターネットにより利用することができます。

【利用できるサービス内容】

- 年金加入記録の確認や年金額の試算
- 電子版「ねんきん定期便」の確認
- パソコンによる各種届書の作成や印刷
- スマートフォンでの年金記録確認 など

日本年金機構から送付されている「ねんきん定期便」に記載されている17桁のアクセスキーがある場合、ユーザIDが即時発行されますので、すぐにねんきんネットを利用することができます。

※アクセスキーには有効期限があり、ねんきん定期便がお手元に届いてから3ヶ月です。有効期限が過ぎた場合は、ユーザIDは5日程度で郵送されます。



ねんきんネットのご利用にはユーザIDの取得が必要です。詳しくは日本年金機構のホームページをご確認ください。

日本年金機構のホームページアドレス (http://www.nenkin.go.jp/n_net/) または「ねんきんネット」で検索

国民年金に関する免除等の申請や各種手続きの際は、年金手帳などの基礎年金番号を確認できるものをご用意ください。また、ご不明な点などがありましたら、下記までお問合せください。

日本年金機構 函館年金事務所 または 奥尻町役場 住民課国保年金係

(電話：0138-56-1165)

(電話：01397-2-3406)